

平成25年雇第49号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条第1項に基づく基本手当の支給を3か月間行わない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA区所在の会社B（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日に安定所長から受給資格の決定を受けた。

安定所長は、同年〇月〇日に請求人の待機期間満了を確認し、同日付けで請求人に対して法第33条第1項に基づく同月〇日から平成〇年〇月〇日までの給付制限処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第33条第1項に基づく同月〇日から平成〇年〇月〇日までの給付制限処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件雇用契約には契約更新の可能性がなく、また請求人は非任意的に失業したにもかかわらず本件処分が行われたものであり、法の趣旨に反する違法な処分である旨主張している。

そこで、本件について検討すると、まず請求人は、1年間の期限が設定された雇用契約を一度更新し、その後さらに1年6か月の雇用契約を締結したものであり、請求人が離職した時期においては、既に就労開始から3年以上を経過していた事実が認められる。請求人は、最後の契約期間満了後には契約を更新される可能性がなかったことから、請求人は確認のために退職届を提出した旨主張しているところであるが、当該契約更新時に当事者間で交わされた雇用契約書によると、「但し、契約延長の可能性あり。」との記載があり、事前に雇止めのお知らせがされている事実は認められないことから、本件雇用契約の更新時に再度更新される可能性がなかったとは言えない。

(2) そうすると、請求人が平成〇年〇月〇日に事業所にあてた退職届は、本件雇用契約の更新可能性がある中であえて出されたものと判断せざるを得ないものであり、請求人において、契約更新の意思がなかったものと解するほかはない。なお、請求人は、雇用保険被保険者離職票-2においても、契約更新を希望しなかったことについて認めている。

(3) ところで、特定受給資格者に該当する者の範囲については、法第23条第2項、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条等において規定されており、それらによると、期間の定めのある労働契約により雇用されていた場合において当該労働契約が更新されないこととなった時は、当該労働契約締結時にこれが更新されることが明示されていた場合を除き、労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されていた場合は特定受給資格者に該当するとされている。労働契約の更新により継続して3年以上雇用されている期間の定めのある労働者については、雇用継続することについての期待が生じ、これを

保護する必要があるため、更新を希望していたにもかかわらず更新がされずに離職した場合に、雇用保険制度上、特定受給資格者として扱うこととされているものであり、当該取り扱いについては、当審査会としても妥当なものと判断する。

この点、請求人は、上記（１）及び（２）のとおり、自ら契約更新を希望しなかったものと認められるのであるから、特定受給資格者には該当せず、自己都合により退職したものであると判断することが妥当である。

（４）なお、雇用期間が３年未満であった同僚が法第３３条第１項に基づく給付制限処分を受けていないとされていることに関連して、請求人らは、実質的には最後の契約期間満了後には契約更新がないことが明確であったにもかかわらず、雇用期間が３年を超えていること等から形式的に判断して請求人に対してのみ本件処分を行ったことは、上記に述べる法の趣旨に反するものであると主張するところであるが、これまで見てきたとおり、請求人は契約更新の可能性があったにもかかわらずあえて更新を希望しない旨を申し出たものと認められるものであり、当該主張はその前提を欠くものと言える。

３ 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした法第３３条第１項に基づく同月○日から平成○年○月○日までの給付制限処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。